

## 回 答 書

事業者 各位

担当

山形市まちづくり政策部まちなみデザイン課  
023-641-1212 内線513

業務名 七日町第1ブロック東地区市街地再開発基本構想策定等支援業務委託

「七日町第1ブロック東地区市街地再開発基本構想策定等支援業務委託公募型プロポーザル」に関して期日まで受け付けました質問について、下記のとおり回答します。

| No | 質問箇所                | 質問内容   | 回答内容  |
|----|---------------------|--|---|
| 1  | 実施要領1ページ<br>項番1     | 令和5年度の勉強会、まちづくり懇話会、アドバイザリー会議等の開催回数と内容について情報提供いただくことは可能でしょうか。   | 勉強会は5回開催し、再開発の仕組みや事業の流れの説明、七日町賑わい創出拠点整備基本方針についての協議を行っております。<br>また、まちづくり懇話会は2回、アドバイザリー会議は1回開催し、それぞれ七日町賑わい創出拠点整備基本方針に対する意見を頂戴しております   |
| 2  | 実施要領1ページ<br>項番1 (2) | グランドデザインの実現に向けて提供すべき機能を抽出し、当該機能の導入の確実性等を検証するということでしょうか。  | お見込みの通りです。  |
| 3  | 実施要領1ページ<br>項番1 (3) | 事業協力者となり得る民間事業者や保留床取得希望者、テナント入居希望者の調査のための候補者リスト（一部の場合を含む）は既に作成済みでしょうか。またキーテナントとなり得る事業者の候補者リスト（一部の場合を含む）は既に作成済みでしょうか。 | 候補者リストは作成しておりません。<br>これらの候補者をご提案ください。   |
| 4  | 実施要領1ページ<br>項番2 (3) | 委託期間は令和7年3月31日までとありますが、業務の内容が期間内に困難となった場合はどうなるのでしょうか。  | 委託期間は令和7年3月31日までを想定しています。ただし、地権者等との協議の進捗状況により、実施要領P1に記載のとおり、委託期間を変更する場合もあります。   |
| 5  | 実施要領1ページ<br>項番3 (2) | 「競争入札参加資格者名簿に登載されていること。」とありますが、現状登録されていない場合は、契約締結までに登録を行うということでよろしいでしょうか。  | 山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第25条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿には、参加表明書の提出までに登録していただく必要があります。登録は随時受付けておりますので、未登録の場合は、至急登録をお願いいたします。登録に必要な手続きは下記の市ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。<br>( <a href="https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/nyusatsu/1006737/index.html">https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/nyusatsu/1006737/index.html</a> ) |

|    |                          |   |   |
|----|--------------------------|---|---|
| 6  | 実施要領 3 ページ<br>項番 7       | 提出書類上 JV など共同事業体での応募を想定していないように見受けられますが、共同事業体での応募は不可でしょうか。また、共同事業体で応募する場合、共同事業体の構成員も参加資格を満たす必要がありますでしょうか、代表企業のみが参加資格を満たせばよいでしょうか。 | JV など共同事業体で応募いただくことも可能です。また、共同事業体の構成員も参加資格を満たす必要があります。この場合、代表企業については、参加表明書の提出（7/5）までに参加資格を満たし、構成員については、遅くとも企画提案書の提出（7/22）までに満たす必要があります。参加資格のない企業等を構成員とすることはできません。   |
| 7  | 実施要領 3 ページ<br>項番 7       | 共同企業体を組成して業務を受託することは可能でしょうか。その場合、提出書類はどのようになりますでしょうか。   | 共同企業体を組成して業務を受託することも可能ですが、企画提案書の提出日までに調整を行ってください。この場合において、改めて様式 1（参加表明書）を代表となる団体が提出、様式 2（会社概要書）、様式 3（誓約書）及び様式 4（秘密保持誓約書）を代表となる団体と構成団体がそれぞれ提出、また様式 9（共同事業体構成団体名簿兼委任状）を代表となる団体が提出するものとします。  |
| 8  | 実施要領 4 ページ<br>表中 No. 2   | 新たに整備する広場、御殿堰の活用等の具体的なイメージについて、検討手法や支援方法の記載ではなく、現時点で考えうる具体的なイメージを提案する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。   | ご質問のとおり、新たに整備する広場、御殿堰の活用等について、具体的なイメージの提案をお願いいたします。   |
| 9  | 実施要領 5 ページ<br>項番 8（1）-①  | 「図表等の表現上、不具合がある場合は除く。」とは文字サイズにかかる注釈と受け取って良いでしょうか。   | 実施要領 5 ページ、項番 8（1）-①に記載の全般（A4 判縦用紙、横書き両面、左綴じ印刷、文字サイズ）に係る注釈となります。  |
| 10 | 実施要領 5 ページ<br>項番 8（2）-①  | 人員配置や役割分担について、各担当予定者の氏名・業務実績の記載は必須でしょうか。  | 各担当予定者の氏名・過去の業務実績等については、特記事項となります。が、有資格者の配置状況が評価の指標となっておりますので、ご留意ください。  |
| 11 | 実施要領 5 ページ<br>項番 8（2）-①※ | 「再委託を想定している場合」再委託先の事業者の事業実績なども記載して良いでしょうか。また、再委託先の事業者も本プロポーザルへの参加資格を満たす必要がありますでしょうか。  | 「再委託を想定している場合」再委託先の事業者の事業実績を記載していただいても構いません。<br>また、再委託先は、山形市契約規則（昭和 39 年市規則第 18 号）第 25 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されていない者でも可能です。<br>ただし、本業務の全部又は主たる部分を他の事業者等に再委託することを禁じます。よって再委託にあたっては、あらかじめ再委託内容が業務の主たる部分でないことを確認のうえ、本市の承諾を得なければなりません。 |

|    |                            |   |  |
|----|----------------------------|---|--|
| 12 | 実施要領 6 ページ<br>項番 10 (3) -③ | プレゼンテーション審査への出席者について、JV または、再委託事業者の参加は可能でしょうか。  | プレゼンテーション審査への出席者は、本業務を担当予定の業務実施責任者は必ず出席することとしておりますが、加えて JV または再委託事業者が参加することも可能です。ただし、プレゼンテーション審査に出席できるのは原則 3 名までとなります。共同企業体による提案等、4 名以上の出席が必要な場合は、別途ご相談ください。   |
| 13 | 仕様書 3 ページ<br>項番 11 (5)     | 市立病院済生館との連携について、現在どのような連携内容を想定しておりますでしょうか。  | 現時点での連携内容は、七日町賑わい創出拠点整備基本方針に示すとおりです。<br>基本方針は下記の市ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。<br>( <a href="https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/keikaku/1006999/1012793.html">https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/keikaku/1006999/1012793.html</a> ) |
| 14 | 仕様書 4 ページ<br>項番 11 (12)    | 市立病院済生館の建替えは、七日町第 1 ブロック東地区市街地再開発の事業区域には含まれないとの解釈でよろしいでしょうか。市街地再開発事業の資金計画には含まれないとの認識でよろしいでしょうか。 | 仕様書 3 ページに記載のとおりです。  |
| 15 | 仕様書 4 ページ<br>項番 11 (13)    | 市立病院済生館の建替えスケジュールの検討は、本業務委託に含まれない認識でよろしいでしょうか。  | 仕様書 3 ページに記載のとおりです。  |